r6物価 1.2

令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【08.茨城県】
地方公共団体名（コード有り）	08302.茨城県茨城町
都道府県・市町村コード（5桁）	08302
担当部局課名	町長公室地域政策課
電話番号	029-215-8003
メールアドレス	kikaku@town.ibaraki.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	78,249
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	8,330
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	304,280
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	-
国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	13,826
国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	-	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和6年度本省経過分）	72,547
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	3,570	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年度本省経過分）	-
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年4月通知分）	3,570
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	-	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年5月10通知分）	-
既配分額 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	-	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年7月ロ1通知分）	4,760
既配分額 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	-	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年●月通知分）	
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-	小計　交付限度額②	8,330
※　給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR5補正予算で措置します。 「ただし、東京都及び秋田県内の自治体のみR5予算度で措置」		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年度本省経過分）	-
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年4月通知分）	127
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年7月10通知分）	-
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年7月ロ1通知分）	170
		国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年●月通知分）	
		小計　交付限度額③	297
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	72,547	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年度本省経過分）	-
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	4,760	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年4月通知分）	
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	-	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	171,050	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年7月10通知分）	
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	-	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額　※ 国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	13,826	小計　交付限度額④	171,050
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和6年7月10通知分）	-
※　給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR5補正予算で措置します。 「ただし、東京都及び秋田県内の自治体のみR5予算度で措置」		国のR5補正分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和6年7月10通知分）	13,826
		国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
		国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
		小計　交付限度額⑤	13,826
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	72,547	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年4月-8月通知分）	-
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	8,330	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③		小計　交付限度額⑥	-
配分予定額計 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	171,050		
配分予定額計 国のR5予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤			
配分予定額計　※ 国のR5補正分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	13,826		
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥			
配分予定額計	265,703		
移替先	財務省	交付限度額計	264,050

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑥を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	A 交付対象経費	B	B 1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B 3 国のR5予備費・補補正（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B 4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各者庁の進捗の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
										合計	409,335	404,685		78,249	8,330	-	304,280	13,826	-	4,650															
苦押禁止法の対象範囲　※事務連絡参照	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	物価高騰対策給付金事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		8,330	8,330	-	8,330	-				-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯　2968世帯×70千円　のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯（2968世帯）	－	○	－	R6.2	R6.4	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	新たな住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金事業、定額減税補足給付金（調整給付）支給事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		322,756	318,106	-		304,280	13,826		4,650		①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　751世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　500世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯75世帯×100千円、子ども加算　586人×30千円、定額減税を補足する給付の対象者　10124人（236780千円）　のうちR6計画分 事務費　18476千円 事務費の内訳　（需用費（事務用品等）、役務費（郵送料等）、業務委託料　使用料及び賃借料　入件費　として支出） ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1328世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（10124人）	－	○	－	R6.8	R7.3	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス	3										-	-																						
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4										-	-																						
	一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5										-	-																						
	事務費（上乗せ・横出し）	6										-	-																						
		7	R5.補正	推奨事業	○	○	○	土地改良区電気料金高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		6,000	6,000		6,000						①物価高が続く中で、電気料金の高騰により影響を受けている土地改良区に対し、水利費の徴収が困難の恐れが生じないよう、高騰分の電気料金に対する支援を行い、土地改良区の事務運営の安定が維持図る。 ②農業水利施設電気料金高騰分の一部支援 ・土地改良区（当町の受益地の有者による） ・期間：令和6年4月分から5月分まで ・補助率：50%以内 ③ひぬま川：2,679,000円、渡里台地：3,094,000円、石岡台地：52,000円、その他4土地改良区：175,000円 （合計）6,000,000円 ④町内に受益地を有する7土地改良区	－	－	－	R6.4	R7.3	7土地改良区への支援金給付	ホームページ、広報紙等	農林水産・食品分野			R6当初（地）
		8	R5.補正	推奨事業	○	○	○	粗飼料価格高騰対策支援金給付事業（第2弾）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		18,000	18,000		18,000						①物価高が続くなかで、粗飼料価格の高騰により、酪農及び肉用牛生産における経営環境への影響を踏まえ、牛飼養者に対する支援を行うことにより、経営の維持安定を図る。 ②町内で販売を目的とした酪農又は肉用牛の生産を現に営んでおり、今後も継続する意思を有している者に対し、1頭当たり以下の金額を支援する。 ・乳用牛：5,000円／1頭当たり ・肉用牛：1,000円／1頭当たり ③・乳用牛：1,800頭×5,000円＝9,500,000円 ・肉用牛：8,500頭×1,000円＝8,500,000円 （合計）18,000,000円 ④町内の牛飼養者34経営体	－	－	－	R6.4	R7.3	町内の牛飼養者34経営体への支援金給付	ホームページ、広報紙等	農林水産・食品分野			R6当初（地）

	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の5/5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の5/5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の5/5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の5/5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B 3 国の5/5予備費・3/4補正（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B 4 国の5/5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をめざすそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
	9	R5.補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費物価高騰対策支援事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		46,166	46,166	46,166							①物価高が続くなかで、子育て世帯に対し、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②物価高（物価上昇率約16%（令和3年度対比））に伴う給食費値上げ相当分を支援するとともに、中学生の給食費の全額支援（実質無償化）を行う。 ・期間：令和6年4月分から令和7年3月分まで（8月を除く11ヶ月分） ・支援額：小学生（物価高騰分）月額617円／人、中学生（物価高騰分）月額693円／人、中学生（追加支援分）月額4,300円／人 ・対象者：町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者 ③【物価高騰分】 ・小学生(1,282人)：8,982,974円＝637円／人・月×1,282人×11ヶ月 ・中学生(677人)：5,160,771円＝693円／人・月×677人×11ヶ月 【追加支援分】 ・中学生(677人)：32,022,100円＝4,300円／人・月×677人×11ヶ月 （合計）46,165,845円 ④町立小中学校に通う児童・生徒1,959人の保護者	—	—	—	R6.4	R7.3	町立小中学校に通う児童・生徒1,959人の保護者に対し支援を行い、子育て世帯の負担軽減を図る。	ホームページ、広報紙等	給食			R6当初（地）
	10	R5.補正	推奨事業	○	○	○	高校生等新生活スタート応援事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		8,083	8,083	8,083							①物価高が続くなかで、新高校生等の保護者に対し、高校生等新生活スタートに係る給付金を支給することにより、経済的負担軽減を図る。 ②生徒1人当たり30,000円 ③【給付金】300,000円＝30,000円×260人 【事務費】283,000円（需用費・消耗品費（事務用品等）、役務費（郵便料等）、時間外勤務手当として支出） （合計）8,083,000円 ④町内に住所を有し、中学校等を卒業する見込みがある者260人の保護者	—	○	—	R6.10	R7.3	町内に住所を有し、中学校等を卒業する見込みがある生徒260人の保護者に対し支援を行い、経済的負担軽減を図る。	ホームページ、広報紙等	対象分野に関連しない			R6当初（地）